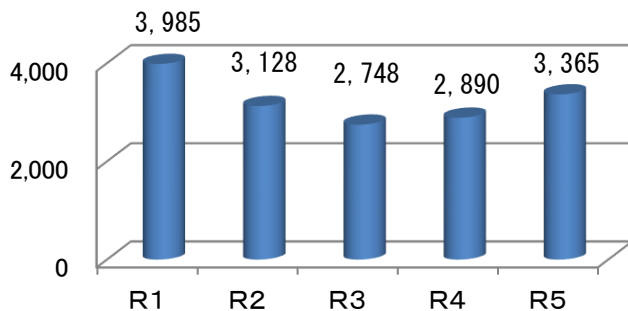




令和5年中の犯罪発生状況

令和5年中の県内の刑法犯認知件数は 3,365 件 (暫定値) で前年より 475 件増加しました。令和3、4年共に2千件台で推移していましたが、令和5年は3千件を超えました。増加した犯罪について見てみると、「自転車」や「オートバイ」などが盗まれる乗り物盗が特に増加しています。

県内における刑法犯認知件数の推移



少しの間でも確実に にロックを！！

乗り物盗難が
増えています。

令和5年中の電話詐欺発生状況

令和5年中の県内電話詐欺の被害件数は「**65件**」(暫定値)と前年比から減少に転じていますが、被害総額は約**1億3,265万円**(前年から約1,219万円減)となっており、**依然として1億円を超えています**!! やはり、皆様の心がけとしては**電話でお金の話がでたら詐欺!!**を忘れないでください。



QRコードから令和6年1月発行のチラシがダウンロードできます。

最近発生している被害の特徴は、親族等をかたり「会社の鞆をなくした」「証券を買って失敗した」等と言って金銭やキャッシュカードを渡してしまう「**オレオレ詐欺**」やインターネットを閲覧中に画面に警告が表示されて、サポートの名目でプリペイドカード等の購入を要求される「**架空料金請求詐欺**」などが確認されています。

安全・安心なまちづくり山梨県民大会の開催、山梨県安全・安心なまちづくり表彰

令和5年11月17日(金)、山梨県立県民文化ホールにおいて「令和5年度安全・安心なまちづくり山梨県民大会～地域安全・暴力追放～」を開催しました。山梨県警察音楽隊によるオープニングアトラクションで幕を開け、第一部では山梨県安全・安心なまちづくり表彰など、安全・安心なまちづくりを推進している模範的な団体等への各種表彰が行われました。

また、大会宣言が甲府市中心街みかじめ料縁切り同盟の山田副代表より読み上げられ、参加者の盛大な拍手で採択されました。

第二部では、全国暴力追放運動推進センターの田中法昌専務理事により「県民主体の暴排運動」と題して講演が行われ、第三部では日本航空高校太鼓隊の演舞が行われました。



開会前の様子

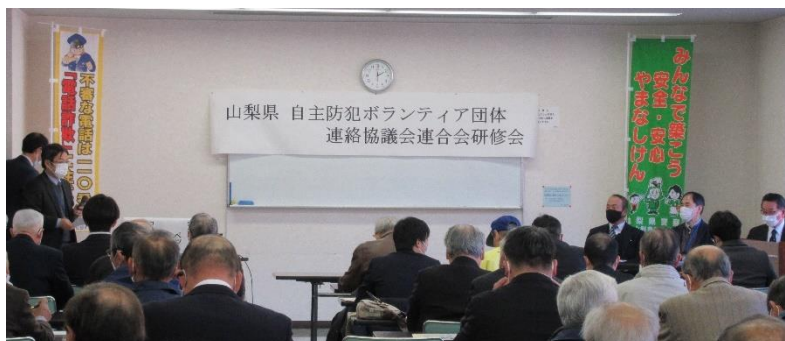


安全・安心なまちづくり表彰受賞者

- ① 伊勢地区地域安全/パトロール協議会
- ② 落合駐在所ふれあい連絡協議会
- ③ 特定非営利活動法人山梨県地震対策四駟隊

山梨県自主防犯ボランティア団体連絡協議会連合会研修会

令和6年1月29日(月)、かいてらすにおいて、山梨県、山梨県警察、公益財団法人山梨県防犯協会がアドバイザーとなる山梨県自主防犯ボランティア団体連絡協議会連合会研修会を開催しました。



新型コロナウイルス感染症等の情勢もあり、令和元年度以来の対面による開催でしたが、県内で活躍する自主防犯ボランティア関係者や県内市町村の安全・安心なまちづくり担当者の多数の参加をいただき開催しました。研修会では、令和4年度に山梨県安全・安心なまちづくり表彰(山梨県知事表彰)を受賞された「ワンコと地域見守り隊」や都留市市民部地域環境課による事例発表等を行いました。

県内で活躍中の防犯団体の方をご紹介します（山梨県地震対策四駆隊）

令和5年度に安全・安心なまちづくり表彰（山梨県知事表彰）を受賞された「特定非営利活動法人 山梨県地震対策四駆隊」をご紹介します。山梨県地震対策四駆隊は平成22年に地震災害時等に行政、警察、消防等と協力して、被災地等の支援活動等に参加することを目的として設立されました。このような中、今日まで災害等に係る活動の他、山梨県内において連続発生して問題となっている果実の盗難に対する防犯活動を行っているなど、積極的に地域の防犯諸活動に尽力されています。

その功労が認められ、今年度、栄えある安全・安心なまちづくり表彰を受賞された山梨県地震対策四駆隊ですが、理事長の荻原克己さんは、今後も引き続き、地域の防犯活動等に尽力することを語っております。

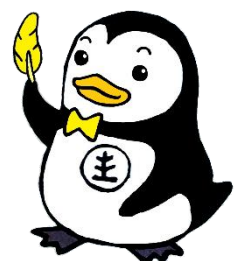


令和5年度 山梨県再犯防止研修会

県では、犯罪をした者の立ち直りを支え、再犯を防止するため、市町村等関係機関の職員や一般県民等を対象とした再犯防止研修会を令和5年12月18日（月）～19日（火）にかけて、県内3会場（甲府会場、南アルプス会場、富士吉田会場）で開催しました。

研修会では、県（県民生活安全課）、甲府保護観察所の説明の他、山梨県内の保護司や神奈川県就労支援事業者機構の講演が行われました。

山梨県として初の開催となり、県内市町村の再犯防止等施策担当者や保護司等、多数のご参加をいただきました。



山梨県からのお知らせ

山梨県が行う犯罪被害者等支援に関する経済的支援について

山梨県犯罪被害者等見舞金のご案内

～犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ～

県では、殺人や傷害などの故意の犯罪行為により死亡した方のご遺族、又は重症病を負われた犯罪被害者の方を対象とした山梨県犯罪被害者等見舞金を創設しました。

1 対象となる犯罪行為

令和5年10月12日以降に日本国内で発生した故意の犯罪行為による死亡又は重症病

2 見舞金の種類

【遺族見舞金】（50万円）

犯罪被害者の第1順位遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のいずれか）に支給

【重症病見舞金】（15万円）

1月以上の療養を要する重症病を負った犯罪被害者本人に支給

※ いずれも、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、山梨県内に住所を有するご遺族又は犯罪被害者の方に支給します。

なお、同一犯罪被害につき、一世帯あたりの支給額の上限は50万円です。

※ 詳しい支給要件は、5の問い合わせ先にお問い合わせください。

3 見舞金を支給しない場合

- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係がある場合
- 他の都道府県における同様の制度により支援を受けている場合
- 犯罪被害者又は第1順位遺族の責めに帰すべき行為がある場合
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に定める暴力団員のほか、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- 上記のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われる場合

4 申請期限

犯罪被害を受けた日から1年

5 受付・問い合わせ先

山梨県 県民生活安全課 人権・生活安全担当
電話：055-223-1352（直通）（平日午前8時30分～午後5時15分）

山梨県犯罪被害者等支援補助金のご案内

～犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ～

県では、犯罪被害により転居を余儀なくされた方や弁護士委託をされた方の経済的負担を軽減するため、山梨県犯罪被害者等支援補助金を創設しました。

1 対象となる犯罪被害

令和5年10月12日以降に日本国内で発生した故意の犯罪行為による生命、身体又は自由への被害

2 補助金の種類・交付の対象となる経費

【転居費補助金】（上限20万円）

引越し業者に支出した運送費用、荷造り等のサービス費用等の合計額

【二次被害防止・軽減対策費補助金】（上限10万円）

次の行為を弁護士に委託した原支出した費用

- 報道機関による取材への対応
- 報道機関に対する意向や要望の通知・申し入れ等
- 二次被害の要因となるインターネット上の情報に関する発信者、サイト管理者等への削除依頼 等

※ 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、山梨県内に住所を有する犯罪被害者又はご遺族の方に交付します。

※ 詳しい交付要件は、5の問い合わせ先にお問い合わせください。

3 補助金を交付しない場合

- 加害者との間に親族関係がある場合
- 国における同様の制度により支援を受け、又は受けることができる場合
- 他の都道府県、市町村、その他公的な機関又は団体における同様の制度により支援を受けている場合
- 民間の事業者による保険の適用を受けている場合
- 加害者又はその関係者から損害賠償等を受けている場合
- 犯罪被害者等の責めに帰すべき行為がある場合
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に定める暴力団員のほか、暴力団、暴力団員と関係を有する者である場合
- 上記のほか、社会通念上適切でないと思われる場合

4 申請期限

犯罪被害を受けた日から1年

5 受付・問い合わせ先

山梨県 県民生活安全課 人権・生活安全担当
電話：055-223-1352（直通）（平日午前8時30分～午後5時15分）

県では殺人事件のご遺族や傷害などで重症病を負った犯罪被害者ご本人に支給する見舞金を新たに創設し運用を開始しています。

対象となるのは、令和5年10月12日以降に国内で発生した故意の犯罪行為による死亡または重症病としています。

また、自宅が犯行現場となる等の理由で引き続き住めなくなった被害者を支援する転居費用補助金や被害後に受ける過剰な報道やインターネット上の誹謗中傷等の二次被害防止を趣旨とした二次被害防止・軽減対策費補助金があります。

その他、県では、犯罪被害者等のための法律相談事業を開始しています。

※詳しくは当課ホームページをご覧ください。

ホームページはこちら→



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」